

りすす倶楽部

2018年
10月号
第265号



半蔵門

皇居を固くお守りしている数々の御門には、江戸城当時からの由緒来歴がある。半蔵門は、6名の東国大名が、仙台藩主伊達政宗とともに、1620年に築造したと伝わる。伊賀者・服部半蔵を偲びつつ、スケッチしていたら、警備の警察官に職務質問された。今月は、この絵をりす倶楽部にお届けしよう。

弁護士 福井大海

生前契約25周年から未来へ向けて

NPOりすシステム相談役 松島如戒

生前契約のりすシステムが産声をあげたのが1993年10月。満25歳になりました。

昔のことを繰り返し語るのには、老化現象だと批判される方もない訳ではありませんが、りすシステムには、毎月30名ほどの方が利用者として新しく加入いただいていますので、折に触れこれまでの歩みを繰り返し語り続けることも、創始者としての責務であると考

え、性懲りもなく語り続けています。よく原点回帰、つまり壁にぶち当たり迷い悩んだら初心にかえれ、初心忘るべからずと言います。時間は平面ではなく立体的に積み重なっていくものだと思っています。時間を平面でしかとらえられなければ、進歩も創造性も生まれられないではないでしょうか。

時間を三次元でとらえるということは、過去に学ぶと同時に過去を踏み台にするということ、そこから新しい未来が拓けると確信しています。

りすシステムは25年前立上げ時の主要メンバー、生前契約スーパバイザーの黒澤淑子、森妙子が先頭に立ち、日々活躍してくれています。そして私

も老骨に鞭打ちつつ、隠居としての役割を果たしています。自分で言うところではないかもしれませんが、オールドメンバーが常に新しい提案をし、老害との非難を受けることのないよう日々努力しています。

私たちは生前契約という入れものを作り、それを利用したいという皆さんに提供する「箱屋」の役割でしかありません。中身、つまりどんな生き方、死に方をしたいのか、その夢を実現するための入れものが生前契約という仕組みです。

その入れものにどんな「契約」の中身を入れるかで、利用者の皆さんの求める生き方、めざす死に方が実現するか否かが決まります。

生前契約とは、りすシステムと利用者の皆さんとの二人三脚で前へ進むものだと、25年前から考え実践しています。

26年目のこれからも初心を忘れることなく、利用者の皆さんの思いと実践をお師匠様と仰ぎ、スタッフ全員心を合せ、精進を重ねていくことを心に誓っています。

りすシステムの生前契約25年の歩み

NPOりすシステム

相談役 松島如戒

1. 生前契約誕生のキッカケ

25年間何度となく語り続けてきたことですが、ここでもお話ししましょう。

りすシステムの生前契約の母体となったのは、「もやいの会」という合葬墓に納骨するための会員組織です。

もやいの会は1990年6月に発足し、その年の9月8日、当時のもやいの会々長・磯村英一先生（東洋大学学長などをつとめた都市社会学者）の講話からスタートし、28年間休むことなく毎月8日に例会を催しています。（例外は、2009年5月強毒性鳥インフルエンザ騒動の時）

例会をはじめた2年目の秋のこと、男性会員から発言がありました。

「わしは親戚と縁を切った。最近引越したばかりで近所とのつき合いもない。もやいの会はお骨にして持って来いと言うけれど、お骨には足がない。その前に火葬す

る者もない。もやいの会でも寺でもいいから、何とかしてほしい」との切々たる訴えでした。

私自身、すがも平和霊苑というお墓のプロジェクトを称して「メモリアルコミュニティ」と名づけていたのですから、この会員の要望は想定外ではありませんでしたが、この時点で具体的な構想は何もありませんでした。そこで私は「2〜3年、お時間をください。必ず実現します」とお答えし、万雷の拍手を浴びました。

それから3年後の1993年10月。Lissシステムの生前契約として、具体的な契約をお受けできることになりました。

生前契約という社会的文化装置、文字通り必要とする人々の声に押され、調査し研究した成果でした。私の口ぐせである「利用者の方々とともに立ち上げ、ともに育てた生前契約」の意味がここにあるのです。

2. まずは死後事務の受託から

1993年の生前契約スタート時に必要だったのは「死後事務」つまり、お墓の悩みが解決できた人に、亡骸をお骨にして、もやいの碑に納骨できる仕組みを提供することでした。

スタート時、利用者の皆さんと株式会社ですがも平和霊苑（スタート時は株式会社で受託）との間で締結した契約書のタイトルは「葬儀等に関する生前契約基本契約書」でした。当時、民間事業者が提供する「有料老人ホーム」を除けば、高齢者に対する社会保障サービス提供は措置制度によっていたので、身元引受保証人等について施設側からの要求は少なかったのです。

医療サービスを受ける際の身元引受保証人についても、1990年代初頭にはあまり問題になっていませんでした。医師に対し、「説明と同意」義務が課せられたのは、

1997年の医療法改正からでした。

このような背景と利用者ニーズにより、喫緊の課題であった死後事務受託（他人の葬儀を引き受ける）を優先して実用化したのです。

他人の葬儀を他人が引き受けるにあたり、どうしてもクリアしなければならぬことが次の3点でした。

3. 生前契約存立の3要素

(1) 喪主（以下「祭祀主宰者」という）の資格

祭祀主宰者の資格は、民法に定めがあることを発見しました。

民法第897条

1 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

2 省略

そもそもこの条文は、旧民法は家督相続制を採用していたため、祖先の祭祀用具（墓、仏壇、系譜等々）は一般財産と同様、家長が引き継ぐものとされてきました。

ところが戦後の民法は均分相続法を採用

したため、墓や仏壇を分けるという訳にもいかず、その対応策として民法第897条で祭祀を主宰すべき者が承継し、その者を被相続人の指定する者を第1順位に、指定がない場合は例えば長男といった慣習によると定めたわけです。

この条文で、祭祀を主宰すべきとされた者に自己の葬儀の主宰が可能か否か、疑問がない訳ではありません。

しかし、そもそも葬儀等の死後事務は、子や孫など遺った者の義務であり、権利でもあるという文化、それに依拠した法律の枠組みが存在しているわけです。他人が他人の葬儀をする資格の根拠を、民法その他の法律から導き出すことは容易ではありません。自分の葬儀の主宰者を自分とすることに對し、25年の長きに亘って1件のクレームもありませんから、まずはこれで良しとしています。

(2) 葬儀等に要した費用を

本人から支払ってもらう方法

我が国の法律は、死人がお金を支払う権利を認めています。

ただし例外的に、遺言による遺贈、死因

贈与契約による死因贈与（葬式をするなど、負担を付けた場合の負担付遺贈を認めている）、その他信託制度の利用が考えられます。

りすシステムでは、ご指導いただいた当時の日本公証人連合会々長の柳川俊一先生の助言により、公正証書契約による負担付遺贈により、費用の支払いを受けることにしたのです。

(3) 祭祀行為以外の死後事務受託の

法律的根拠

火葬、納骨、法事などは、祭祀行為の範疇に入るでしょうが、借家の返還、公共料金の支払い、年金や健康保険の資格喪失手続きなどは、どうしたらよいのでしょうか。

これらは法律的には委任、準委任になります。民法第653条で委任契約は委任者又は受任者が死亡すれば契約は終了すると定められています。死後のことを頼むのに、死んだら契約は終了とは困ったものだと思行錯誤していた頃、最高裁判所がすばらしい判決を下したことが分かりました。

これは常識的なもので、「死後のことを頼むのに死んだらその契約が無効なんて、頼む人は考えていない。民法第653条は

任意規定といって法律の規定と異なることを決めた場合、例えば死後もこの契約は有効である等、その場合は特約が優先する」そういった判決が出たのです。多くの法律家はそのことを知らず、クレームをつける時代のことです。

生前契約の正当性を明らかにするため、この判決を解説した法律関係の雑誌のコピーを作り、配って歩いたのも、今では懐かしい思い出です。

(4) 生みの苦しみがいずれ普通になる

これで法律上有効な契約書式ができたので、1993年10月1日より、りすシステムの生前契約受託を開始しました。

最近の内閣府に設置されている消費者委員会の調査では、生前契約のようなサービスを「身元保証等高齢者サポート事業」と呼ぶそうで、この種の事業者は今や100も存在することです。

国が命名した名前は「身元保証」がメインになっていますが、入院や施設入居の保証の場合、死後事務抜きには成り立ちません。

入院や施設入居に際し、身元引受保証人がいないため業者に保証人を委託しようと

するケースでは、死後遺体を引き取る人がいない場合が圧倒的に多いと思います。

特に施設の身元引受保証人の責務として、国の予算で行った4種の調査の全てで、遺体や遺品の引取りを求めているという結果が出ています。ということは、この種の事業では、りすシステムが構築したモデルをほとんどが活用しているといつてよいと思います。

ちよつと残念なのは、「この仕組みを使うのなら、これを進化させ、もつとうまく活用できますよ」という提案を受けたことが一度もないことです。

特許や実用新案などの権利を取得している訳ではなく、世のため人のために活用することは大歓迎ですが、高齢消費者に迷惑をかけるような事業が存在することに少々憤っています。

4. りすシステムの生前契約の

原理・原則

高齢者に対し、費用をいただいて一定のサービスを提供する事業を行うにあたり、私たちは次の7つの原理・原則を打ち立てました。迷ったら原点に戻れを至上命令としています。

先頃、株式会社日本法令から出版した『私、ひとりで死ねますか―支える契約家族―』の178～188ページで紹介しましたので、ここでは簡単にふれておきます。

① 死者の人權の確立と擁護

生前契約という仕組みは「ひとりで死ななければならぬ人、ひとりで死にたい人」のための社会サービス故に、利用者本人の意思が最大限尊重されなければならない。つまり、主役は死者本人です。

世俗的には「お棺の中の死者の声に耳を傾ける」とはいうものの、死者が声を発することはできない。そこで、死者に擬制的な人權を付与すべきものとしました。死者が生前に締結した死後事務委任契約の履行開始を、死者自身が指示するという法律的效果を担保しなければ、生前契約は成立しないと考えたのです。

遺族の葬儀をする権利を侵害するとの批判にさらされることもありましたが、このような批判に対抗するためにも、生前契約ではあくまで主役は死者であらねばならず、そのためには死者に人權を付与することが必要不可欠だったので。



② 自己決定至上主義

生前契約は、慣習や周囲の関係者からの束縛から離れ、生前に自己意思により決定した内容を、死後、確実に履行することを目的とした契約です。

自分で考えたことは決めておけば何でもできるかといえば、法に触れる行為や、公序良俗に反する事項などは、自己決定しても引き受けられないので、実現できません。

③ 死の自己受容

私たち日本人は、長い間自分の死に正面から向き合うことを避けてきましたが、自分の死の始末を自己の意思により自ら決定することが求められる生前契約では、自分の死から目をそらすことはできません。よって「自分の死」そのものを受け入れるという、つらい思いをすることからも逃れられないのです。

④ 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律が制定されたのが平成15年。平成5年創設の生前契約は、法律制定の10年も前から個人情報の保護を至上命題としてきました。

生前契約は契約締結に際し、詳細な個人

情報を預かる。そうしなければ質の高いサービス提供ができない訳ですが、お預かりした個人情報の管理に苦慮していることも事実です。

ありがたいことに創設以来、一度も個人情報もれによるトラブル発生はなく、社会的信頼の醸成に寄与していると自負しています。

⑤ 公益性と非営利の原則

生前契約という社会的サービスは儲からない仕事なので、そこから儲けを出そうとすれば無理が生じます。ここでいう無理とは、利用者の不利益が生じる、ということ。したがって生前契約は、非営利でなければならなりません。

重ねて強調しますが、生前契約という事業は儲からない。したがって、儲けることを決して企んではならない。非営利に徹しなければならぬ。このことを肝に銘じ、私たちは25年間運営しています。

⑥ 費用自己負担の原則

「生前契約は、お金持ちしか利用できないのですよね」

こんな問いかけを受けることがあります

す。お金持ちであるか否かはともかく、自分の人生の手じまいを自分自身で決め、それを確実に実現するためには、当然、費用が必要です。

その費用は自分持ちであることは言うまでもなく、死者の人権、自己決定したことを実現するための費用を自己責任で準備してこそ、真に求めていた理想が実現できる仕組みが生前契約なのです。

⑦ 業務監視システムの充実

生前契約のサービスは、死後や病気などで社会的弱者になっている状態で履行されるものが、大部分を占めます。

人間の性は善であるさと信じてますが、他人が見ていなければついついサボりたくなるのもまた、人間の性。私は生前契約システム構築に際し、人の弱さに起因する怠惰を回避し、真に利用者に満足してもらえる仕組みづくりに腐心しました。

そこで、チェック機能の仕組みを充実させることが重要だと考え、株式会社ながらも平和霊苑で契約を受託していた当時、独立機構として「サービス適正化委員会」なる組織を立ち上げ、委員長を弁護士、委員を大学教授、雑誌の編集長、消費者団体の役

員に委嘱しました。

当然、無報酬なので、趣旨に賛同してくれた友人や仲間ではありませんが、私との関係性よりも職業倫理を優先し、利用者の立場に立って業務の結果をチェックしてくれる人材を選びました。

平成12年2月、この委員会を別法人として独立させ、NPO認証を受け設立したが、NPO日本生前契約等決済機構です。

5. 契約受託母体をどうする？

言うまでもないことですが、生前契約は法律行為ですから契約の受託母体をどうするかが大問題でした。当時の財団法人（現在の公益財団法人）が望ましいと考えましたが、これはとても難しい相談でした。

元々寺が中心になって立ち上げる組織ですから、寺でも良いかな…、しかし、宗教の違いなどで将来の活動に支障が出ないか、と考えました。

しかし、いろいろ批判はあるものの、宗教学法人は公益性が高く、非営利が原則ですから、寺で受託しようと意を決しました。

寺が生前契約を受託するには、寺院規則（定款）の事業目的に「生前契約の受託」が入らなければなりません。現在のすがも

平和霊苑や功德院東京別院の本院は大分県です。大分県庁に相談に行きました。県では判断できないので文化庁に照会したところ、否定的な回答であったということです。

それで大分県の担当者とともに、文化庁宗教法人所管部署に相談に行きました。何度かやり取りし、「ノー」の根拠を問いただしたところ、雑誌のコピーを示されました。27年も昔のことですが覚えていませんが、次のようなことが書かれてあったと記憶しています。「一寺院がその規模と活動範囲を超えた事業を営むための寺院規則の変更は、認めるべきではない」とのことでした。

そのとき思ったのが、企画書の書き方を間違えたということです。生前契約運動は将来的に全国展開するとしていましたので、大分県内だけとしていれば良かったかという、恐らくそれでもダメだったと思います。元々認める気はなさそうでした。担当者によれば、「寺は宗教を広め、人々の精神生活を豊かにするための活動拠点」という考え方のようでした。

しかし江戸時代までの寺は、檀家の生活全般に関わっていました。子どもが生まれ

ば住職に名前をつけてもらい、宗門人別改帳（現在の戸籍原簿や租税台帳）に記載され「人」としての存在を証明されました。子どもの教育も寺子屋の役目でしたし、結婚となれば住職が仲人をつとめ、夫婦喧嘩が起これば寺に相談が持ち込まれたものです。

飢饉になれば、米蔵を空にしても檀家の暮らしを護る。死んだら葬式をして、宗門人別改帳から抹消する。生前契約は、このような寺の役割が復活できる妙案だと主張しましたが、「泣く子と地頭には勝てぬ」のことわざ通り、引き下がるを得ませんでした。

文化庁の担当者も、生前契約の必要性についてそれなりの理解を示してくれたので、ではどうすれば良いか考えて欲しいと迫りました。すると、どうしても法人格が必要なら株式会社や有限会社で契約を受託すればよいではないか、との答えが返ってきました。

そこで意を決し、株式会社設立の準備に着手しました。寺が株式を引き受けることは法律上無理で、私は一文無しときいてますから、個人が寺から1000万円を借り入れ、資本金1000万円の株式会社を

設立することにしたのです。

次に、社名をどうするかですが、生前契約とかLissシステムではちんぷんかんぷん、一体全体何をやる会社なのか分かりません。

少し変ではありませんが、当時お墓を買ってもらったために新聞広告を出していたので、「すがも平和霊苑」なら多少は分かるかも知れないと思いました。寺であれば、一般の会社より信用してもらえぬかも知れないとも考えた結果、「株式会社すがも平和霊苑」という、生前契約を受託する法人が誕生したのです。

数年経ち、「Lissシステム」も少し知名度が上がってきたので、社名を「株式会社りすシステム」に変更し、2000年11月まで、この会社で生前契約を受託しました。

2000年りすシステムもNPOとして認証を受けて以来、生前契約、任意後見受託機関として今日に至っています。



6. 医療上の判断・後見事務履行に

関する事前意思表示書

りすシステム立上げから数年後、老人ホーム入居時や入院時の身元引受保証、手術の立会いなどの保証業務を受託することになりました。

これら生前のサポート業務受託に際し、身元引受保証人に求められるであろう終末期医療への対応等をどうするか、利用者が元気なうちに、自身の意思を書面に示しておいていただくことが必要だと考えました。

2000年4月に新しく制定された任意後見契約の受託に際しては、認知症等による判断能力の低下・喪失後の生活のあり方についても、書面による意思表示をしていただくことにしました。

スタート時は、こんなことまで書面にする必要があるのかといった声も聞かれましたが、実際の医療現場ではこの意思表示書が水戸黄門の印籠のような働きをしてくれ、現在では利用者本人からも喜ばれています。

人間の身体、生命の存続に関わることを、赤の他人が「本人に代わって」意思表示する。そんな常識では考えられないことを、

りすシステムの生前契約は可能にしているのです。

「本人に代わって」は正しくありません。本人が元気な時に記した書面を医師に示すという、本人の思いを伝えるのが生前契約なのです。

後見事務履行に関する意思表示は、判断能力の低下により家庭裁判所の審判で任意後見監督人が選任され、りすシステムは「任意後見人」という立場になり、それ以後亡くなるまでの生活についてサポートすることになります。その際の「道しるべ」が、この意思表示書です。

りすシステムが受託する任意後見契約は、ボケても人間らしい、その人らしい人生が過ごせる仕組みとなっています。

7. 1にマスコミ、2に葬儀業者

3、4がなくて5に契約希望者

この世のことというのは、思うようにならないものです。

りすシステム立上げ当時、もやいの会々員は1000名近くになっていました。生前契約はもやいの会々員の方々からの歓呼の声に力づけられ店開きしたので、契約希望者も多数押し寄せ、少なく見積もっても

1000名の1割で100名は下らないだろうと皮算用しました。

マスコミでも大きく取り上げられたので、一般からも50〜100名くらいの契約希望を見込んだのですが、そうは問屋が卸さないということに、少々気落ちしたものです。

りすシステムの事務所は九段下のマンションの一室を借りてスタートし、運営資金として、寺に墓の売上げから毎月仕送りをさせました。その頃はまだ一戸建ての墓を求める人も一定数いたのですが、1年余り経った頃には経理担当者からそろそろ限界と悲鳴を上げられる始末。

あれこれ悩んだ挙句、九段下の事務所をクローズし、巢鴨の寺の事務所に合流、それでどうにか危機を乗り切りました。黒澤・森の両スーパーバイザーはじめ、スタッフには随分と居候の悲哀を味わわせてしまい、このことは今に至るも忘れることのできない生みの苦しみのひとつです。

何しろ当時の生前契約の仕組みでは、申込み1名あたりいただくお金は3万円ポツキリでした。負担は大変でしたが、スタッフ全員の忍耐と未来への夢で難題を乗り切ったからこそ、今日のりすシステムの生前

契約が存在しているのです。

そもそも私の考えた生前契約の経営モデルは相互扶助によるもので、死んだ後に使いきれなかったお金があれば、それを出し合って運営費に充てる、この循環が軌道に乗るまでは寺が支える、というものでした。25年経ちましたが、このモデルは間違っていないことがやっと立証され実現し、数年来りすシステムの経営は安定軌道に乗っています。

既に述べたように、国の消費者委員会の調査で、100ヶ所ほどの生前契約関連のサービス事業者が存在するようです。そのうち大規模展開していた法人の経営破綻が先ごろ表面化しました。それらの組織には、寺がりすシステムを支えていたような仕組みがなかったことも、破綻の一因ではないかと思えます。

今後、社会の要請により組織が拡大していくことが予想されますが、こういった相互扶助の仕組みで経営の安定化が図れるか否かについて私は否定的です。新しい経営モデルの構築が今後の課題となります。



8. ご指導くださった

当時の日本公証人連合会々長

柳川俊一先生の忠告

1993年10月にりすシステムの生前契約は受託を開始しましたが、その直前のことです。

「松島さん。本当にやるのかネ」と柳川先生。「はい、命を懸けてでもやります」と私。「大変だよ。何が大変かといえば、この契約は終わりが分からないんだよ。始めたからには最後の契約者が亡くなるか解約されない限り、何があっても止められない。そういう契約なんだ」と先生。

私自身覚悟はしていたつもりでしたが、これまでご指導、ご支援下さってきた柳川先生から改めて覚悟のほどを聞いたとき、動揺しなかったといえればウソになりません。

柳川先生はさらに、「娘さん（杉山歩）、この仕事を引き継ぐ覚悟はあるのかネ」と。また、一瞬たじろぎました。NPOにしようとしたときも柳川先生から、「松島さん、組織というのは脆いものだ。立派な方々が役員に顔を並べていても、都合が悪くなれば辞表1枚で縁を切れるのが有限責任の法人というもの。本気で法人化するつもりな

ら、娘さんの覚悟も改めて確かめなさい。僕だってあなたたち親子と心中するとは限らないからね。世間とはそんなものなんだ」とおっしゃいました。

柳川先生のご忠告は、全てその通りだと納得しています。責任を取ると言うは易く、現実にはどうするかが問題でした。

しかし、そんなに難しいことではないのです。預かったお金と情報を毀損しなければ問題ないのですから。

情報管理システムに関しては、大手の情報バックアップ機関で契約者情報を管理する仕組みを構築し運用していますので、不安はありません。

お金については法律による監視システムが未整備であること、現在お金を預かっている決済機構の運営に、私自身が全く関与していないことに多少の不安が残りますが、現在のところこのシステムで問題はありませぬ。

20数年タイムスリップしてしまいますが、テープを巻き戻し昔のことをお話ししようと思います。

9. 世代交代の決断

私は70歳になったら第一線を退くと決め

そう公言していたので、69歳の誕生日を迎えた頃から自ら考え、関係者の意見を聞き、目星をつけ、内々に接触したりしていました。ちょうどその頃、国会議員の世襲問題など、世代交代と世襲の是非が世の中で議論されていた最中でした。

そんなある時、黒澤、森の両スーパーバイザーから、「何も悩んだり迷ったりすることはないじゃないですか」と言われました。40歳そこそこの小娘にりすシステムを背負うだけの力量があるのかとか、貫禄がないとか、世襲はおかしい等々の意見も私の耳に届いていました。いずれ、娘の杉山歩に生前契約の未来を託す心づもりでしたが、「親から子へ」引き継がせることにはわかまわりを感じていました。

しかし、立上げ時から苦労を共にしてきた両スーパーバイザーの確信に満ちたことばに勇気づけられ、背中を押されました。加えて、りすシステムのスタート時の柳川俊一先生の遺言ともいえる、「娘さんの覚悟を確かめなさい」のことばを思い起こし、決断しました。

2000年2月決済機構のNPO認証の当時から、運営実務は杉山歩が担っていましたが、2008年りすシステムの代表理

事を交代してからは、同じ仕事をしていても杉山の目つきが変わりました。

先頭に立ち、自分自身の名前で仕事を遂行することの厳しさを知り、日々経験を蓄積しているようです。りすシステムの場合、早めの世代交代は正解でした。

10. 日本生前契約等決済機構設立

そしてりすシステムもNPOへ

2000年2月10日は生前契約にとって画期的な日でした。

生前契約受託開始の1993年10月に「生前契約サービス適正化委員会」を立ち上げ、死人に口なしは許さないという覚悟でスタートし、それを担保するために立ち上げた、サービス適正化委員会を母体にした日本生前契約等決済機構が、当時の経済企画庁長官より認証されたのです。経済企画庁に10回以上通ってやっとの認証でした。

今なら、どうして？何故？って思いますよね。結論は単純なことで、決済機構の定款内容は葬儀業のそれとあまり変わらないので、決済機構をNPO認証したら今後NPO葬儀業が続出し、問題が発生するのではないかというのです。

結果は当時の経済企画庁の担当部署が懸

念したことが一部の申し、NPOによる葬儀業界への参入は増えたようです。しかし、NPO葬儀業者による消費者被害が顕著であるとも言えませんので、経済企画庁の担当者との懸念の一部はハズレとなったようです。

この点について私は、良いことか悪いことかの評価はさておきこう考えます。NPO法（特定非営利活動法人法）の施行が1998年12月で、初年度の認証法人数は23法人、2年目の1999年度の認証法人数は決済機構がNPOとして認証されたのが2000年2月ですから、1999年度の認証法人1724法人の一つということ

です。私はNPO法成立とほぼ同時に認証手続きに着手したのですが、前述のように申請から1年余りを経てやっと決済機構は認証されたのです。

このNPO認証には当時衆議院議員の小林興起氏に大変お世話になりました。経済企画庁は私に10回も足を運ばせ、その都度書類の不備を指摘し、挙句の果てには小林氏にこう言ったそうです。「先生。あの申請を取り下げてもらえませんか」

小林氏は、「それは無理だろう。あの男(松島)はこの仕事に命をかけているので、申

請の取下げはしない。認証できないのなら認証拒絶の処分をすればよい。但し、行政不服訴訟の覚悟が必要」と言い放ったそうです。後日、小林氏からお聞きしました。

2000年2月下旬、弁護士会館でマスコミ発表の会見を行いました。これを取り仕切って下さったのが、決済機構理事に就任していただいていた蒲田公証役場公証人・清水勇男先生でした。会見前夜、夜明けまで清水先生から電話での質問があり、万全の準備をして会見に臨みました。

会見当日の正午のNHKニュースで、生前契約チェック機関としてNPO日本生前契約等決済機構が設立されたと報じられました。放映中から事務所に電話が殺到し、会場にいた黒澤、森の両スパーバイザーは急遽事務所にもどり、電話対応に追われました。この感動の日から早や18年が経過しました。

NPO葬儀業が跋扈したら困る、という話に戻ります。その頃のNPOは物珍しさもありましたが法人数も少なく、社会的な信頼性もあった故の経済企画庁担当者の懸念だったと思いますが、平成30年8月末現在で5万1770法人という多くのNPOが出現し、NPOだからというだけで信用

し、消費者被害が生じるというほどの問題にはならなかったと思います。

2000年2月時点で生前契約を受託していたのは株式会社りすシステムでしたが、2000年11月にりすシステムもNPO認証を受け、2つのNPOが相互に補充し牽制しつつ、生前契約運動を展開するという現在の形になっています。

日本生前契約等決済機構の立上げの、NHK昼のニュースによる問い合わせの電話は、全国47都道府県からのものでした。

これに対し私たちは、大きな決断をしました。これまでは東京を中心とした首都圏に限って契約受託していましたが、次のように変更しました。「日本の法律が適用される範囲であれば、どこに住んでいても契約を受託します。但し、遠隔地では十分なサービスが提供できない可能性もあることをご承知下さい」

遠隔地でのサポート対応策として最初に取り組んだのは、北は北海道旭川から南は沖縄県石垣市まで全国70社ほどの霊柩事業者を訪問し、この地域の契約者が死亡したら死後事務を引き受けて欲しい旨をお願いして回ることでした。

しかし問い合わせの割に契約者数は伸び

ず、全国でお願いした業者に死後事務を依頼したケースはほとんどなく、空手形を切ったようで申し訳ない思いをしました。

並行して全国主要都市の拠点づくりをすすめ、現在では、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分に支部を、さらに所沢に「西東京ランチ」、そして東京都江東区新木場に24時間365日稼働している「りすセンター・新木場」を設置しています。

活動拠点多いわりに利用者が少ない現状は財政負担も大きいのですが、東京から別府の老人ホームに入るとか、札幌在住の利用者が関西に旅行したいので付き添ってほしい等々、支部間の連携によるサポートが、利用者の皆さんから高い評価を受けています。

地方組織を直営から外注方式にすることも検討しましたが、何しろ分母そのものが全国で3500名程度では引き受けてくれるところもなく、今日に至っています。

しかし生前契約とは、利用者から法律行為の委任を受け、その法律行為を代理人として履行するのが本来業務ですから、実務はしるべき人や機関に委任する方向で検討する必要があります。

11.1周年記念

葬送フェスティバル



生前契約をより多くの人に知ってもらうため、立上げから1年経ったのを機に、何かイベントをしようということになりました。

会場は巣鴨信用金庫本店ホールをお借りできることになり、スタッフみんなで出し物色々と考えた結果、生前契約をドラマ仕立てで演じることになりました。

ドラマの演目は『狂言・確自立冥土旅支度御手本』（全二幕三場）、シナリオ執筆および演出はスーパーバイザーの黒澤が担当しました。

キャストがこれまた豪華でした。公証人役は本物の公証人、日本公証人連合会々長（当時）の柳川俊一先生。公証人の定年は70歳と公証人法で決まっていますので、今日では多くの公証役場は三代目になります。生前契約立上げ当時の公証人の方々は大物ぞろい。主演の柳川先生の他、「ノリ」といっては失礼かも知れませんが敢えて言わせていただくと、ノリの良い先生が多かったことが懐かしく思い出されます。

生前契約は私たちと公証人の先生方との合作、二人三脚で育て上げた社会的文化装

置といっても過言ではありません。一般的にはなじみの薄かった公正証書を身近なものにしたのは、私たちであったと自負しています。

余談ですが、日本生前契約等決済機構初代理事長をお願いした、五反田公証役場の公証人、日本公証人連合会々長をつとめられた田村達美先生が、こんな風にボヤいていたことが忘れられません。

「コソ泥にやられて駐在所に行き、お巡りさんに職業を聞かれたので、『コーショーン』と答えたところ、調書に『交渉人』と書かれてあった」。毎年10月「公証週間」というのがありますが、フェスティバルというのがあります。PR記事を書いてくれるよう頼んでいたのです。

しかし世の中というのは、思わぬ方へ転ぶものです。力を入れたドラマの添え物として「死装束のファッションショー」を出したところ、こちらにより関心が集まり、海外を含む10社を超えるテレビカメラが入り、大フィーバーしました。さらに年末のNHK紅白歌合戦の直前のニュースでもこの模様が流れ、みんなでビックリしたものです。

これを機に死装束のファッションショー

や棺への入棺体験など、世の中が大きく変わっていきました。生前契約1周年記念フエスティバルがその発火点になったことは、間違いありません。

それから10年以上経ってから、ハワイでこの死装束のファッションショーを見た方が生前契約を知り、契約したという話もあります。世界中がネットにつながる現代であれば、死装束の話題は瞬時に世界を席卷したことでしょう。

12. アメリカ視察の旅

りすシステムの生前契約は、アメリカの「Pre-needs」葬儀の予約システムからヒントを得て構築したものです。そんなこともあり、1994年1月、当時のスタッフでアメリカ西海岸地区の葬送事情視察旅行に出かけました。

ロサンゼルス国際空港に着いたその明け方、大地震に遭遇（ノースリッジ地震、ロサンゼルス地震とも呼ばれる）。この時に実感したのが、アメリカの一流ホテルの危機管理はすごい！ということでした。

表のエレベーターは運転停止し、自家発電で稼働していた裏のエレベーター（スタップや荷物用）で地下の避難場所へ降りた

ところ、そこは日常生活が十分可能な施設で、食料も蓄えてありました。簡易ベッドもあります。お酒もありました。これらすべてが無償で提供されているのです。（帰りのロス空港で分かったのですが、ホテル代をケチった人はひどい目にあつたそうです）

夜が明け、予約してあつたマイクロバスが9時にホテル玄関に到着しました。立っているのも大変なぐらいの余震が続く中、閉鎖中だった保険会社以外（当時のアメリカでは黒人の暴動などもあり、金融関連の会社はクローズしていました）、全て予定通り視察できました。

印象深かったこと

①カリフォルニア州政府消費者局訪問

消費者局長の他、弁護士など関係スタッフ10名ほどで対応してくれました。

実はコーデイネートして下さった方が日本にも滞在したたことのある牧師で、ミネソタ大学教授だったことから破格の扱いをしてくれたようです。

りすシステムの生前契約は2年ごとに内容と価格（予算）の見直しをする点に興味を示され、「すばらしい。それなら破綻す

ることはないだろう」と、カリフォルニア州政府消費者局長が太鼓判を押してくれました。

②フォレスト・ローン墓地訪問

米国西海岸最大の総合メモリアル公社です。日本では制度上、火葬場と墓地は併設できないそうです。りすシステム理事で火葬場の専門家、東京電機大学名誉教授の木澤壯一先生が、変だ変だとおっしゃいますが、そうなんです。

諸外国、そんなにたくさん見たわけではありませんが、多くの国では火葬場と墓地は一体となっています。初めてフォレスト・ローンを訪れた時は驚きました。広大な墓地であると同時に、石垣のすき間にまで納骨できるほど集約的に土地利用されていることにも感心しました。葬儀場、火葬場、死装束の貸し衣装屋、花屋、何でもありません。

その支配人という方が対応してくださいなのですが、開口一番、「アメリカは全て民間会社。我が社では葬儀の生前契約は諦めた。しかし墓の生前契約は業績を伸ばしている」とおっしゃるのです。

アメリカを手本に生前契約をスタートさ

せた直後でしたので、この発言に驚きました。契約至上主義のアメリカでは、インフレで葬儀費用が値上がりしても、契約代金はそのままなので、経営上成り立たないというのです。

カリフォルニア州政府消費者局長の賛辞と、フォレスト・ローン墓地支配人の「葬儀の生前契約は止めた」発言は符合しています。アメリカの契約では、契約期間内の見直しという考え方は一般的ではないようでした。

③葬儀専門学校で受けた

エンバーミングの講義

日本では厚生省(当時)の課長主宰の研究会で、エンバーミングに対し規制もしないし推進もしないとの結論が出たと報じられた数年後のことで、私たちも関心がありました。

エンバーミングには大量の薬剤を使うので、製薬会社が主導しているという話も聞きました。担当教官は茶目っ気のあるプロフェッサーで、2人で柩の端を持ち上げようとおっしゃるので持ち上げたところ、内箱はクラフト製ではありませんか。アメリカの柩は土葬時代の名残でスチール柩が主

流です。

ただし火葬が普及してくると、スチールはもつたいないので飾りにし、火葬のときはクラフト製の柩にするわけです。合理的だと感心したものです。

この経緯から、りすシステムでは環境にやさしいクラフト製の柩にこだわり続け、りすセンター・新木場で現在使用中のものは全てクラフト製です。価格はベニヤ製の3倍以上はするのですが…。

このプロフェッサーからこんなことも教えてもらいました。アメリカの葬儀の生前契約は、棺桶屋さんが柩の計画生産をするためのものであった…と。

多くのことを学び、その後の運営に活かして今日に至っています。



13. 葬儀ビジネスモデルを

社会保障モデルに変換したのが

りすシステムの生前契約

私たちがモデルとしたアメリカの「Pre-needs」は完全にビジネスです。それは既に述べたようにアメリカ視察で学びました。家族の形やライフスタイルの変化、変

革により、社会が大きく変わっていくだろうことは必然と考えました。

25年前、生前契約を利用される人は少数派でしたが、今日では市民権を得たといつて良いと思います。これまで述べてきたこととお分かりでしょうが、私たちはビジネスモデル(棺屋が計画生産できるというものを)を導入しましたが、中味は全く異なるものとして構築し、社会的文化装置、社会保障サービスの一翼を担うサービスに育て上げてきました。

名は体を表すといえますので、ネーミングには工夫を凝らしました。その結果、葬儀の生前契約からはとても連想できない「Li (Living) s (support) s (service)」

「Li s s システム」と命名しました。「家族の役割引受けます」ということから、「家族代行サービス」といった案も出ましたが、そもそも家族とは何かと問われ即座に答えられない自分自身を省みるとき、組織の名称に「家族」を使用することは憚られました。

生前契約とは文字通り契約行為ですが、「家事サービス」を連想させるような世俗的なネーミングは採用しませんでした。「生活支援サービス」をシステムテイ

ックに引き受けるという意味で、「生活支援」には法律行為の代理が前提になりますので、我ながら良いネーミングであったと自画自賛しています。

今日ではアルファベットの商号は認められていますが、あの「IBM」でも登記上は「アイ・ビー・エム」とされていた時代のこと、NPO認証を受ける際に「Lissシステム」で登記できず、「りすシステム」としたわけです。

電話帳の「りすシステム」を見た人から、「栗鼠、いくらですか」といった問い合わせが入るというエピソードもありましたが、多くの人にとって馴染みやすい名称になったと思います。

創設から25年を経た今日、改めて思い起こすのは、粛々と日々利用者の要望にお応えし、一つひとつ形にしてきたことで、一つの社会保障モデルとして評価されるに至ったと感慨深く思います。

好むと好まざるとにかかわらず、我が国は契約社会化せざるを得ない状況に至ったと確信しています。夫90歳、妻88歳、夫の入院に際し、身内である妻が身元引受保証人として認められない時代になったということです。

個人差はありますが、88歳の妻には夫の病状等を的確に理解し、夫に決断を促す能力に欠ける、また夫が亡くなった際、遺体の引取り等が困難だろうと判断されるわけです。

若い頃であれば、夫婦間で相手の名前を書き認印を押せば用が足りたことが、高齢になってくると長年連れ添った配偶者に対する保証能力は喪失するのかと、思い悩んだケースです。

皮肉といえが皮肉ですが、医療受診についてにもかかわらず、パターンリズムが医療倫理を支配していた時代では、インフォームド・コンセント（説明と同意）も必要とされていませんでしたが、今日では医療倫理の基本となっております。

その結果、医師は医療サービスの提供に際し、適切な説明をしたのか否か、したのであればそれを聞いて納得し同意したという証しが必要とされるのです。後日、あの88歳の妻が医師の説明を理解して、同意書に連名でサインしたとは認められない…という事態が想定されるからです。



14. りすシステムの生前契約の行方

25周年を経た生前契約という社会的文化装置がこれからのどのような運命を辿るのか。創始者、生みの親として思うところを述べておきたいと思います。

少々傲慢な言い草ですが、個人の意思を「いわゆる家族」が代弁し、それによって生じる責任は家族が果たすという仕組みによつて、今後とも社会を運営せざるを得ないという状況が続くのであれば、生前契約によつて形成される「契約家族」の存在は不可欠かと思えます。

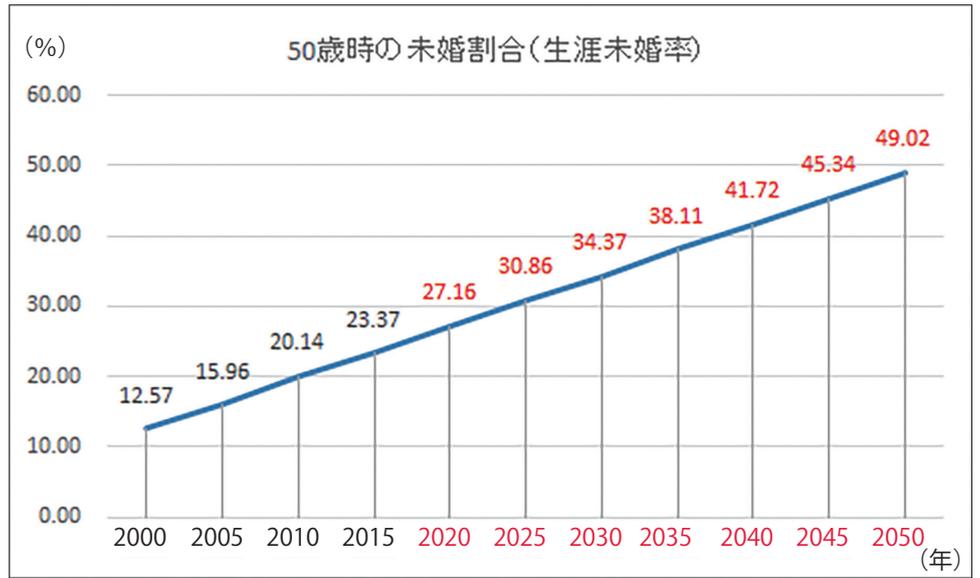
この前提が存続する限り、契約家族の形をなくしてこの世の中を生き抜いていくことはできないでしょう。

例えば50歳で結婚していない人の割合を生涯未婚率といいますが、2015年国勢調査で男性は23・37%、女性14・06%だそうです。

この数字は20世紀から21世紀への変わり目あたりから、急上昇しています。りす倶楽部編集部で2000年以降のデータをもとに、将来予測をしてみたところ、次ページの図表ような結果が出ました。

これから20年後の2040年について「2040年問題」との言い方で、人口減

| 年次 | 未婚率 |
|------|-------|
| 1920 | 2.17 |
| 1930 | 1.68 |
| 1940 | 1.75 |
| 1950 | 1.45 |
| 1960 | 1.26 |
| 1970 | 1.70 |
| 1980 | 2.60 |
| 1990 | 5.57 |
| 2000 | 12.57 |
| 2005 | 15.96 |
| 2010 | 20.14 |
| 2015 | 23.37 |
| 2020 | 27.16 |
| 2025 | 30.86 |
| 2030 | 34.37 |
| 2035 | 38.11 |
| 2040 | 41.72 |
| 2045 | 45.34 |
| 2050 | 49.02 |



国立社会保障・人口問題研究所
人口統計資料集(2018)より
(男性のみのデータをりす倶楽部
編集部で抜粋しました。赤字が関
数を利用して算出した予測数字)

少等社会環境の激変にどのように対応するのかが議論されているようです。生涯未婚率についても単純推計で40%ほどになります。人口減少・超高齢長寿化等々の要素を抜きにしても、現在イメージすると同時に機能している「いわゆる家族」は、崩壊以前に機能不全となっていることは、疑いのない事実と考えるべきでしょう。対応策はいくつかあるでしょうが、最も安直といえば失礼になるかも知れませんが、家族を契約によって形成し、一定の機能を付与する方法が現実的だと思います。2040年問題を考えるキーワードの一つとして、「契約地域構想」を提案させていただきます。自己決定、自己の確立の流れは留まることはないでしょう。自己を確立し、自分のことを自分で決めるというライフスタイルを、私たちの社会

は容認せざるを得ないと思います。今、私たちが考えている「地域」なんて20年後どれだけ存在し続けているでしょうか。かなり厳しいのではないかと考えています。どうすれば良いか。契約によって形成された家族をユニットした契約家族連合による、地域社会構想を提案しておきます。万一、私の予見が射たものとなれば、原点は契約家族の確立となります。これからのりすシステムの生前契約のめざす方向性は、安心・安全・安定が確保された契約家族づくり運動でなければならないと考えています。その頃、私は100歳。この世に存在している可能性は99.99%ないと思いますが、こんな便利で使い勝手の良いものを、何処の誰が考えたのだろうか、井戸端会議の話題にしたらえたら、うれしいですね。創立26年はそのスタートラインに立ったとの思いを強くしています。生前契約運動の今後の展開に対する具体的方法論等については、稿を改めて述べることにしますが、何やら追い風が吹いている予感がします。



《お知らせ》

どの支部の行事でも参加できます。事前に連絡ください。

例会・忘年会・サロン

お申込みの方に詳細をお知らせします

東日本支部 暮らしのよろず相談会

▽日時：11月20日（火）10時～16時
12月20日（木）10時～16時

▽会場：北の丸ガラスゲート1階

▽担当：

森 妙子（消費生活アドバイザー）

生前契約スーパーバイザー）

松島如戒（不動産コンサルタント）

杉山 歩（りすシステム代表理事）

末藤康宏（りすネット不動産事業部 部長）

宅地建物取引士

福祉住環境コーディネーター）

▽締切：1週間前までにお申込みください

東日本支部 法律相談

▽日時：11月13日（火）13時～15時
12月17日（月）13時～15時

▽会場：北の丸ガラスゲート5階

▽担当：長谷川範子 弁護士

▽締切：1週間前までにお申込みください

東日本支部 りすセンター新木場見学会

▽日時：11月12日（月）13時30分～
12月12日（水）13時30分～

▽締切：前日までにお申込みください

※新木場駅から送迎の用意があります

※Ai（死亡時画像診断）装置の見学もできます

西日本支部 談話サロン

▽日時：11月23日（金）12時～14時
12月23日（日）12時～14時

▽会場：西日本支部事務所

▽参加費：500円（軽食をご用意します）

▽締切：3日前までにお申込み下さい



西日本支部 法律相談

▽日時：11月21日（水）13時～15時
12月19日（水）13時～15時

▽会場：西日本支部事務所

▽締切：1週間前

定員になり次第締切ります

北海道支部 忘年会

▽日時：12月6日（木）11時30分～

▽会場：決まり次第お知らせします

▽参加費：3500円 ▽締切11月30日（金）

※りすシステム代表・杉山も参加します

北日本支部 忘年会

▽日時：12月21日（金）11時30分～

▽会場：決まり次第お知らせします

▽参加費：3500円 ▽締切12月15日（土）

※りすシステム代表・杉山も参加します

中部日本支部 犬山明治村遠足

楽しい秋を見つけにお出かけしませんか

▽日時：11月22日（木）

▽参加費：1500円（昼食代）

▽締切：11月20日（火）



西日本支部 東大寺界限散策

秋の奈良を満喫しましょう。東大寺界限を散策し、奈良ホテルでランチをいただきます

▽日時：11月14日（水）11時30分～



▽集合：「近鉄奈良」駅 11時30分集合
 ▽参加費：2000円 ▽締切：11月6日(火)
 ※りすシステム代表・杉山も参加します

中国支部 プチクリスマス会

▽日時：12月24日(月) 12時～14時
 ▽会場：りすシステム中国支部
 ▽参加費：1000円 ▽締切：12月21日(金)

九州支部 プチ忘年会

▽日時：12月29日(土) 12時～15時
 ▽会場：りすシステム九州支部
 ▽参加費：1000円 ▽締切：12月28日(金)

大分支部 うたごえサロン

▽日時：11月22日(木) 13時～15時
 ▽会場：カラオケLAGULA
 ▽参加費：600円 ▽締切：11月20日(火)

大分支部 談話サロン

▽日時：12月25日(火) 12時～14時
 ▽会場：りすシステム大分支部
 ▽参加費：1000円 ▽締切：12月23日(日)



**りすシステム生前契約25周年
 記念シンポジウム**

※先月号のご案内からテーマ、終了時間、参加費が変更になりました

テーマ

生き方・死に方を考える

日時

11月5日(月) 13時30分～16時00分

司会：川嶋辰彦氏（学習院大学名誉教授）
 基調講演：「救急救命医療の現場から見た多様な『いのち』」
 有賀徹氏（独立行政法人 労働者健康安全機構理事長、昭和大学名誉教授）
 オピニオン・セッション（50音順）
 岩尾総一郎氏（一般財団法人 日本尊厳死協会理事長）
 大磯義一郎氏（浜松医科大学教授、医師・弁護士）
 樋口恵子氏（東京家政大学名誉教授、評論家）
 パネル・ディスカッション（50音順）
 有賀徹氏、岩尾総一郎氏、大磯義一郎氏、樋口恵子氏
 コメント：滝野隆浩氏（毎日新聞社編集委員）

会場

毎日ホール
 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1

お申込み・お問合せ

0120-889-443

参加費

無料

※定員になり次第締め切ります

セコム・ホームセキュリティのご案内

日頃から健康や防犯に気を付けていても、突然何が起こるかわかりません。りすシステムが推奨する「セコム・ホームセキュリティ」は、24時間365日休みなく、あなたの「もしもの時」に対処します。救急通報、センサーによる安否見守りサービス・防犯・火災・非常通報等に対応し、電話の応答がない場合はセコム株式会社の緊急対応員がただちに駆けつけます。異常があった場合には119番と同時にりすシステムに連絡が入ります。いのちと暮らしを守るため「セコム・ホームセキュリティ」の設置をお勧めします。



セコム説明会のご案内

東京

- 【日時】 11月15日(木) 12:30 ~ 13:00**
 16:00 ~ 16:30
11月19日(月) 15:00 ~ 15:30
12月15日(土) 12:30 ~ 13:00
 16:00 ~ 16:30
12月18日(火) 15:00 ~ 15:30

【会場】 NPOりすシステム 北の丸ガラスゲート1F
 東京都千代田区九段北 1-4-5
【最寄駅】 東京メトロ半蔵門線・東西線・都営新宿線
 「九段下」駅(3・5・7番出口) 徒歩5分

【日時】 11月12日(月) 10:00 ~ 11:00
12月12日(水) 10:00 ~ 11:00
【会場】 りすセンター新木場 東京都江東区新木場 4-6-13
【最寄駅】 東京メトロ有楽町線・JR京葉線・高速りんかい線
 「新木場」駅よりバス8分
 ※新木場駅から送迎の用意があります
 ※参加希望の方はご連絡ください

名古屋

【日時】 11月10日(土) 14:00 ~ 15:00
【会場】 NPOりすシステム中部日本支部
 名古屋市中村区名駅 3-13-28 名駅セブンスタービル 1211
【最寄駅】 JR「名古屋」駅徒歩5分
 ※参加希望の方はご連絡ください

大阪

【日時】 〈生前契約説明会終了後〉
11月 7日(水) 12:00頃 ~ 15:30頃 ~
12月 7日(金) 12:00頃 ~ 15:30頃 ~
〈談話サロン終了後〉
12月23日(日) 14:15 ~ 15:00
【会場】 NPOりすシステム西日本支部
 大阪市北区東天満 1-10-14 MF南森町2ビル4F
【最寄駅】 地下鉄谷町線/堺筋線「南森町」駅徒歩3分
 JR東西線「大阪天満」駅徒歩1分
 ※生前契約説明会・談話サロン終了後、セコム担当者が機器の操作方法、契約時や月々の費用、工事について等の説明をいたします。参加希望の方はご連絡ください。



急病時などは、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、救急信号がセコムに伝わります。



室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きが確認できなければ、異常事態が発生したと判断し、セコムが対応します。

私たちが
担当します!

坂本 はるか
(さかもとはるか)
アシスタント
■出身地:
島根県隠岐の島
■趣味: カラオケ
ピアノ、旅行
■性格: 明るい



土屋 美幸 (つちやみゆき)
■出身地: 埼玉県朝霞市
■趣味: 季節の植物めぐり
ヨガ、森林浴
■性格: マイペース
素直



ご自宅でお困りごとやご不安はございませんか?セコム・ホームセキュリティで皆様の安心・安全な暮らしのサポートをいたします。使い方はとっても簡単!お気軽にご相談ください。

セコム・メディカルクラブ

耳より
情報!

セコムでは契約された方への生活安心サービスとして「セコム・メディカルクラブ」を設けています。24時間365日豊富な経験を持つ看護師が対応する電話健康相談サービスや、医療機関情報の検索サービスなど、健康に役立つ情報を契約者の方々に提供しています。わざわざ病院に行くほどではないけれど、健康上のちょっとした不安があるときなどこのサービスをご利用ください!



北海道・北日本支部

▼りすシステムでは契約時に、「医療上の判断に関する事前意思表示書」をお書きいただいています。

これは自分自身で意思表示できない状態になった際、りすシステムがこの書類を医療関係者にお見せし、その時点で最善の医療を受けるために役立てます。

先日Aさん（57歳・女性）からこの書類の見直しをしたいと連絡があり、面談を行いました。記載事項を一つひとつ確認しながら変更や追記をしていき、その箇所を押印（実印）、そして記載日を変更しました。

この「医療上の判断に関する事前意思表示書」に関し、ご自身の体調や生活環境、終末期の考え方などが変わったり、迷ったりした場合は、いつでもお申し出ください。

何度書き直しても最新の日付のものを、皆さんの真の気持ちとして医療関係者に提示します。

東日本支部

▼一人暮らしのOさん（89歳・女性）は、加齢とともに生活をしていく中での不便を感じるようになり、施設入居を検討しています。

安心・安全に暮らすためには自宅より施設がいいと思っではいるものの、長年暮らしてきた愛着のある自宅を離れがたく、いくつかの施設を見学しましたが、未だ入居を判断するに至っていません。

しかし最近のOさんは体調が思わしくない日も多く、転倒するなどの心配ごとが増えました。

ケアマネージャーからも、「平日はヘルパーが入っていますが、一人暮らしは難しいと思います。まずはショートステイから始め、徐々に慣れてもらってはどうか

しょう」との提案があり、それをOさんに伝えたところ、「それならいいかも知れませんが」と、体験入居をすることになりました。

初日は落ち着いた様子のOさんでしたが、数日後、「家に帰りたい」と訴える電話がりすシステムに入り、施設を訪問。ケアマネとも相談し急遽ヘルパーに入ってもらったことにし、その日のうちに帰宅しました。今後については本人の意思を尊重しつつ、ケアマネや、かかりつけ医とも相談し、検討していく予定です。

最後まで自宅で暮らすには、ケアマネ、ヘルパー、訪問医療など、各種社会福祉資源の活用が必須です。そうしたサポートを受け最後まで自宅で暮らしたい、あるいは、施設入居を考えてはいるものの、決めきれない、踏ん切りがつかず迷っているなどご心配ごとがあれば、りすシステムにご相談ください。契約家族として皆さんの人生に寄り添い、一緒に解決策を探していきたいと思えます。

中部日本支部

▼介護付き有料老人ホームで暮らしていたEさん（98歳・女性）。高齢ながら認知症などもなく暮らしが楽でしたが、9月に入り下痢や嘔吐、貧血などの体調不良が続き、自身の希望もあつて救急搬送されたとの連絡があり、病院へ駆けつけました。

病室でお会いしたEさんはしっかりお話しできる状態で、自身で医師の説明を聞き、胃と大腸の内視鏡検査も受けることにしました。

診断の結果、大腸からの出血が疑われるので輸血をするが、心臓弁膜症もあり急変の可能性もあるとのことでした。この日は入院保証手続きと、必要な物を買ってそろえるなどしました。

入院から2日後、Eさん急変の連絡が入り病院へ急行しましたが、Eさんは既に旅立った後でした。生きる意欲が旺盛だったEさん

は定期訪問のたび、「100歳まで頑張つて生きたい」とお話しされていました。

生涯独身で過ごしたEさんが、りすシステムと契約したのは12年前。その時お話し下さったことが、今でも記憶に残っています。

「私の青春は戦争の真つただ中。若い男性はみな戦争に取られ、残つた男性は負傷者ばかり。そういう訳で結婚の機を逃した私にとつて、葬式は天国への嫁入り。にぎやかに送つてほしい」

企画書には参列者の人数や通夜・葬儀の接待、会葬のお礼などについてきちんとして記され、「天国への嫁入り」についても、初七日の引出物は名古屋地方の慣習により「嫁入り菓子」を準備することになっていました。

初七日当日、参列者に「寿」の字の入った引出物の所以をお話しし、お礼の言葉としました。

Eさんの希望通り、にぎやかにお送りできたと思います。



西日本支部

▼サービス付き高齢者向け住宅で暮らしていたKさん（72歳・女性）は、ボランティア活動にも積極的に参加する、明るく活動的な方でした。

10年前にりすシステムと契約し、この間、施設入居の身元引受保証、自宅マンション売却などの生前事務を行い、昨年は企画書の見直し、財産の遺言を書き換えました。

8月下旬、そんなKさんから、「近くのクリニックを受診したところ、がんの疑いがあるとのこと」で、検査入院することになりました。詳細が分つたら連絡します」との電話がありました。検査の結果、乳がんがみつきり転院。9月に入り、主治医の病状説明を聞くため訪問しました。

病室でお会いしたKさんは、「今年に入った頃から体調不良が続いていましたが、自然にその時を迎えたいので、治療は受けませんで

した。今回抗がん剤治療を受けるとしても1クールだけで、最終的にはホスピスへ移りたいと思えます」とお話しされました。

主治医によると、すでにがんが全身に転移しており、抗がん剤投与は命を縮める可能性が高いとのこと。そこでKさんの希望でもあるホスピスへ転院することとなり、受入れ可能な病棟を探しました。

数日後、受入れ先が見つかり、「医療上の判断に関する事前意思表示書」と主治医から預かった「医療情報提供書」を持参し訪問しました。ホスピス病棟の主治医と打合せ、手続し、まもなく転院できる旨をKさんにお知らせしました。「ありがとう。そこで穏やかに過ごせますね…」しかし、これがKさんとの最後の会話でした。

翌日急変したKさんは、そのまま帰らぬ人となりました。Kさんの顔は眠っているように安らかで、微笑んでいるようでもあり、ホスピスへの転院は叶

ませんでした。安心して逝かれたのではないかと思います。Kさん、おつかれさま。ごゆっくりお休みください。

中国支部

▼りすシステムではお誕生月に、「誕生日カード」と近況や体調などをおたずねする「確認シート」をお送りしています。この確認シートでは、年1回無料の「見守り訪問」の申込みができます。

今年もNさん（74歳・女性）から見守り訪問の希望があり、一人暮らしの自宅へ伺いました。

昨年の訪問では、お好きだというパステル画のお話で盛り上がりましたが、最近は漫画に興味があるようです。

「漫画を読むようになったきっかけは、文字を追うのがつらくなってきたから。政治経済から歴史、日常のことまで、たくさんの種類の漫画本が出ていたので、読むだけで世界が広がります。

当初は本屋で購入していました

が、もつたいないので最近図書館で借りています」とのこと。

自宅から図書館までは坂道を30分ほど歩くそうで、「坂道を登ることで体調が分かります。バロメータですね」

Nさんは軽い心臓病と肺炎、甲状腺機能亢進症を患っています。食事制限があり過度な運動には注意が必要なNさんに、日頃気を付けていることを聞いてみると、「毎朝5時に起きて、ゆっくり散歩をすることから一日が始まります。あちこちの広場でラジオ体操をしているので、場所を決めず、気が向いたところでラジオ体操に参加します。

食事は少量、回数を多く食べるようにして、塩分は控えめ。夜は制限食のお弁当を取っています」とのことでした。

気の向くままに歩き、ストレスをためないよう心がけているというNさん。「無理はできませんが、体を甘やかせてもよくないと思っています。もちろん万々にそなえ、

りすさんの緊急カードはいつも身につけていますよ」と笑顔でお話しされました。

「特にお話しすることもないし：」「元氣ですから」と、見守り訪問を希望しない方もおられますが、毎年の訪問でちよつとした変化に気づくことができ、お話しするうちに「そういえば：」と気になることが見つかったりもします。何気ない日常のことなどをお話し下さるだけでもよいです。

九州支部

▼本誌第258号（2018年2月号）で紹介したYさん（93歳・女性）のその後です。

大動脈弁狭窄症の持病があり、発熱や倦怠感で入退院を繰り返していたYさん。

精密検査で肝臓がんの可能性大とのことでしたが、年齢的に手術や抗がん剤治療が難しく、主治医

やケアマネジャーと密に連絡を取り合いながら、今後の治療方針を検討していました。

その後、緩和ケア病棟へ入院し、食欲不振が改善したYさんは、リハビリの結果、退院できることになりました。介護認定の見直しで要支援1から要介護1となり、訪問看護やヘルパー家事支援を利用しながら、自宅での生活を再開しました。

しかし、この夏の酷暑でYさんから「もう通院は難しいので、往診をお願いしたい」との申し出があり、主治医に連絡をした矢先に急変、救急搬送され、ICU（集中治療室）へ運ばれました。

翌日には状態が安定しHCU（準集中治療室）へ移動。酸素マスクを装着してはいましたがYさんの意識はしっかりしており、主治医と「医療上の判断に関する事前意思表示書」の記載内容を確認しました。

その日の午後、一般病棟へ移動できることになったYさんは、食

事も摂れるところまで持ち直しましたが、一転、急性心筋梗塞で帰らぬ人となりました。

死後事務を進め、昨年逝った妹さんの待つ功德院本院の納骨処に納骨しました。

▼有料老人ホームからグループホームへ転居後、6年が経過したMさん（86歳・女性）。定期受診とホームの行事には毎回付き添います。

今年のホームの敬老会は、最年長102歳の女性をはじめ、90代の男女、米寿の男女の中で、86歳のMさんは比較的若いグループ。

施設長の挨拶に始まり、その後ご長寿者表彰式。そして、ホームスタッフが毎日練習を重ねてきた歌やダンスが披露され、うれしそうなMさんと一緒に、手拍子しながら楽しみました。

Mさんの亡くなったご主人の遺言は、「私の分まで100歳まで元気でいて欲しい」。りすシステムに対しては「妻のことを、あなたのお母さんと思って接して下さい

い」とおっしゃっていました。ご主人、しっかりお守りしていただきますので、ご安心ください。

大分支部

▼本誌第251号(2017年5・6月号)でお手紙を紹介したTさん(87歳・女性)が亡くなり、その様子を先月号でお伝えしました。

Tさんのお手紙には「…夫よりも先に自分が亡くなる可能性があることに気がついた。私は夫を説得し、母の実家(国東市国見)の跡地に家を建て25年間暮らしてきました。そんな地に夫を一人残して死ぬなんて…。りすシステムのアドバイザーさんに相談して、大分市内の介護付き住宅に引っ越すことに決めた」と、ご主人のSさん(88歳)のことを気遣う様子が綴られていました。

夫妻は大分市内のサービスタッフ付き高齢者向け住宅へ転居し、寄り添うように暮らしていましたが、妻のTさんが先に旅立つこととなり

ました。

Tさんの葬儀から2日後、東京で教師をしていた頃のSさんの教え子の方から電話があり、「先生から『カミさんが亡くなった』との連絡がありました。東京に行きたいとも言っている。先生は大切な恩師。できることがあれば言っ

てほしい」と、翌日大分に来られました。教え子の方、義理の弟さん、りすシステムのアドバイザーの3人でSさんの今後について話し合い、東京への転居の可能性なども模索しました。

数日後、施設から、Sさんの今後について相談したいとの連絡があり訪問。Sさんは「周りは、今後のことはぼつぼつ考えようと言

さらにその数日後、Sさん、義理の弟さん、施設スタッフ、りす

システムのアドバイザーで、より具体的な話し合いを持ちました。考えをメモに記していたSさん

は、「①施設の一人部屋が空いたら移りたい。その機会に荷物(蔵書など)の処分をする。教え子と会い、一時、東京での生活も考えたが、今はこの施設以外考えていない。②お金のことは自分ではわからないので、信頼しているりすシステムにお願いしたい。家事は自分でやれるが精神的なことが心配…。迷惑をかけないように努力する」とはつきりと読み上げました。

Sさんの決心を東京の教え子の方に伝えたところ、「わかりました。私たちが大分に会いに行きます。先生のことをよろしくお願

します」と安心されたようです。施設の配慮で、優先的に一人部屋に移動できることになったSさん。移動前、書棚と書籍を処分すべく自身で作業を進めていま

したが、お二人の思い出の品々でもあり、ひとまず新しい部屋へ運んだらどうか提案したところ、それもそうですねとすべてを一人部屋へ運びました。

スライド式の大きな書棚に、再び書籍を入れる作業は大変そうですが、「収める作業は自分でぼつぼつするから」と嬉しそうなお顔。お二人の思い出を運ぶことにもなるのでしょうか。Tさんの月命日

のこの日、高校時代の同級生から生花が届き、お供えました。「言つとくけど、旦那さんより絶対、先に死んではいけないよ」

そうおっしゃるSさんから伝わってくるものは、寂しさと、それよりもっと大きな愛情です。今後施設と協力しながら、契約家族としてしっかりSさんをサポートしていきます。





地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願ひいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は0120-889-443までご連絡下さい。

Tシャツ

■定 価：2,000円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L
 ■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定 価：2,500円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L・LL・3L
 ■カラー：ピンク・ネイビーブルー

人気のカラーです！



地球に恩返し運動について



私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

NPO りすシステム
 NPO 地球に恩返しの森づくり推進機構

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合
 郵便局口座番号：00140-7-743432
 加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合
 店名：〇一九（ゼロイチキュウ）
 種目：当座 口座番号：0743432
 加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄附をいただき、ありがとうございました

いけだ みみこさん (京都府京都市)
 内田 タエ子さん (埼玉県川口市)
 海老沢 定雄さん (東京都北区)
 神作 太郎さん (東京都大田区)
 古田土 利勝さん (東京都足立区)
 鈴木 秀雄さん (東京都江東区)
 鈴木 文子さん (東京都江東区)

富木 宏志朗さん (東京都文京区)
 富木 日出子さん (東京都文京区)
 原 由香さん (埼玉県さいたま市)
 藤村 久さん (東京都昭島市)
 渡邊 潔さん (栃木県日光市)

50音順



※ 2018年9月1日～9月30日の期間、12名の方から寄附をいただきました。
 ※いけだ みみこさんが1000ポイントを達成されました。

● なんでも談話室 ● ◎なんでも談話室は、開催時間中ならいつでも自由に参加できます。

| | | |
|--------|--|--|
| 北海道支部 | 日時：11月6日(火) 11時～15時 ※12月6日(木)は忘年会です。詳しくは16ページのお知らせをご覧ください。 | 会場：北海道支部事務所 |
| 北日本支部 | 日時：11月30日(金) 11時～15時 ※12月21日(金)は忘年会です。詳しくは16ページのお知らせをご覧ください。 | 会場：北日本支部事務所 |
| 東日本支部 | 日時：11月19日(月) 11時～15時 日時：12月18日(火) 11時～15時 | 会場：北の丸ガラスゲート1階 会場：北の丸ガラスゲート1階 |
| 中部日本支部 | 日時：11月10日(土) 13時～15時 日時：12月10日(月) 13時～15時 | 会場：中部日本支部事務所1211号室 会場：中部日本支部事務所1211号室 |
| 中国支部 | 日時：11月3日(土) 13時～15時 日時：12月1日(土) 13時～15時 | 会場：中国支部事務所 会場：中国支部事務所 |
| 四国支部 | 日時：11月25日(日) 13時～15時 日時：12月25日(火) 13時～15時 | 会場：四国支部事務所 会場：四国支部事務所 |
| 九州支部 | 日時：11月29日(木) 13時～15時 ※12月29日(土)はプチ忘年会です。詳しくは17ページのお知らせをご覧ください。 | 会場：九州支部事務所 |
| 大分支部 | ※11月22日(木)はうたごえサロンです。詳しくは17ページのお知らせをご覧ください。 ※12月25日(火)は談話サロンです。詳しくは17ページのお知らせをご覧ください。 | |

● 談話サロン ●

| | |
|-------|---|
| 西日本支部 | 日時：11月23日(金)、12月23日(日) 詳しくは16ページのお知らせをご覧ください。 |
|-------|---|

● 生前契約説明会・私のおぼえがき講座 ●

| 支部 | 電話番号 | 生前契約説明会 | | 私のおぼえがき講座 | |
|--------|------------------------------|----------------------|----------------------------|------------------------|----------------------------|
| 北海道支部 | 011-756-4165 | 5日(1月休み) | 13:30～15:00 | 随時開催 | |
| 北日本支部 | 022-797-2072 | 2日(1月休み) | 13:30～15:00 | 随時開催 | |
| 東日本支部 | 0120-889-443 03-3511-3277 | 10日 会場：九段下 | 11:00～13:00 14:30～16:30 | 15日 会場：九段下 | 11:00～12:30 14:30～16:00 |
| | | 24日(3・9月休み) 会場：巣鴨 | 13:00～15:00 | | |
| | | 11月6日、12月6日 会場：横浜 | 10:30～12:30 | 11月27日、12月26日 会場：横浜 | 10:30～12:30 |
| 中部日本支部 | 052-569-2254 | 25日 | 13:00～15:00 | 随時開催 | |
| 西日本支部 | 06-6809-2289 | 7日 | 10:30～12:00 | 26日 | 10:30～12:00 |
| | | | 14:00～15:30 | | 14:00～15:30 |
| 中国支部 | 082-568-1585 | 28日 | 10:30～12:00 | 随時開催 | |
| 四国支部 | 089-933-5670 | 25日 | 10:30～12:00 | 随時開催 | |
| 九州支部 | 092-738-2718 | 24日 | 13:30～15:00 | 随時開催 | |
| 大分支部 | 097-538-6263 | 27日 | 13:30～15:00 | 随時開催 | |

例会・見学会・談話サロン・法律相談のお申込み先

0120-889-443

生活支援テレホン

0120-332-206

24時間365日いつでも りすセンター 新木場

0120-373-959 (海外からご利用の場合) +81-3-3522-5660